

# 特別養護老人ホームみやざき荘総合福祉支援センター 指定居宅介護支援事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が開設する特別養護老人ホームみやざき荘指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、介護保険者の委託を受け要介護認定申請書の調査やケアプランの作成を支援し、在宅高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 本事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村・地域の老人介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームみやざき荘総合福祉支援センター
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市大字田吉4977-374

## (職員の職種、員数及び 職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は事務所において常勤し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は、指定介護支援の提供に当たる常勤者とし、1人あたりの取扱い件数は40件未満とする。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用者等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 要介護認定申請者の調査
  - (2) ケアプランの作成（居宅介護サービスの計画）
- 2 通常事業の実施区域を越えて指定介護支援に要した額は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した

うえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### **（緊急時等における対応方法）**

第7条 事業者は利用者に対する指定居宅支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに各市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 当事業所は、サービス提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

#### **（苦情の処理）**

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けての調査、改善措置並びに利用者及び家族に説明するものとする。

#### **（通常の事業の実施地域）**

第9条 通常の事業の実施地域は、宮崎市及び東諸県郡全域の区域とする。

#### **（虐待防止に関する事項）**

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1） 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2） 虐待防止のための指針の整備。

（3） 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### **（その他運営に関する重要事項）**

第11条 その他運営に関する重要事項及び留意事項は次のとおりとする。

（1） 従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。

（2） 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービス利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

2 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを終了した日から最低5年間は保存するものとする。

4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。